

中能登町国土強靱化地域計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年3月

石川県中能登町

目 次

第 1 章 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 基本目標	2
5 事前に備えるべき目標	2
6 基本的な方針	3
第 2 章 脆弱性の評価	4
1 脆弱性評価の考え方	4
2 「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」の設定	5
3 施策の重点化	6
第 3 章 リスクシナリオ別の脆弱性の評価、推進方針	7
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	7
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	11
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	14
4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	14
5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、上下水道、交通網、燃料等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	15
6 制御不能な二次被害を発生させない	15
7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	17
第 4 章 計画の推進に向けて	20
1 他の計画等の必要な見直し	20
2 計画の進捗管理	20

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

本町では、大規模自然災害等への備えとして、中能登町地域防災計画に基づく風水害や地震災害に対する直接的な予防対策をはじめ、国土強靱化に資する様々な施策を行っている。

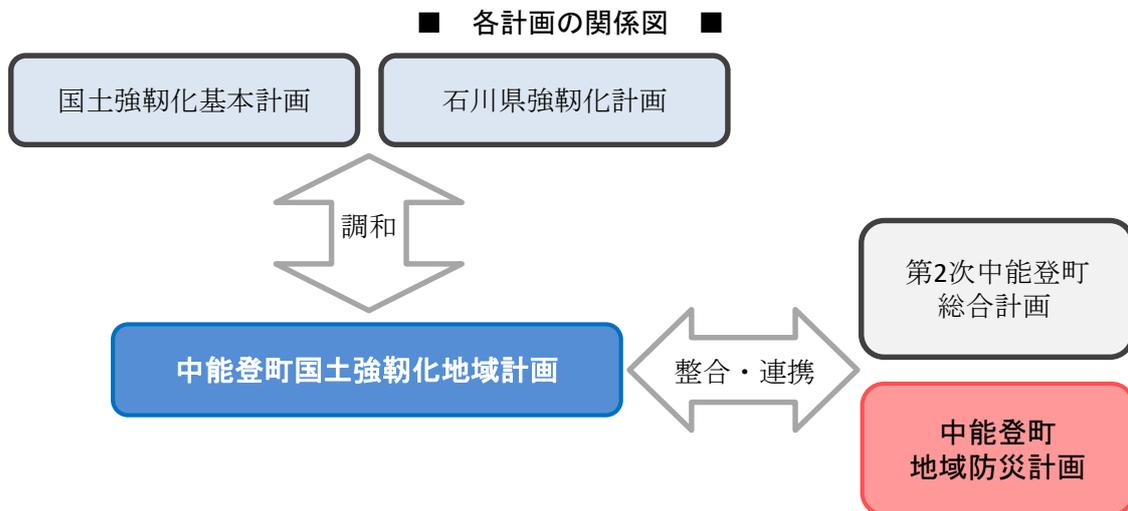
しかし、近年は気候変動による局所的短時間豪雨災害や土砂災害等の頻発化が懸念される状況となり、突発的に発生する大規模自然災害に対しては、これまでの「防災」や「避難」という発想でインフラ整備を中心に進めるだけでは限界がある。また、大規模自然災害においては、被災後の復旧・復興に長い時間と過酷な忍耐を要することが想定される。

このことから、町民の安全・安心を確保するため、平常時から人命を保護し、また、社会経済への被害を最小限に留め、迅速な回復を図るための事前の備えが必要となる。

そこで、災害発生後の初動、応急、復旧対策はもちろんのこと、事前予防、平時の備えを含む防災対策の一層の強化を図るため、地域の脆弱性を評価し、強靱な地域づくりを進めるものである。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成25年12月に公布・施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」の第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」であり、国の「国土強靱化基本計画」及び「石川県強靱化計画」との調和を保つとともに、本町の「総合計画」や「地域防災計画」等との整合・連携を図りながら、本町における強靱化の様々な取り組みの方向性を示す指針として位置づける。



3 計画の期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とする。

ただし、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

4 基本目標

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②本町の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

5 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、7つの事前に備えるべき目標を以下に示す。

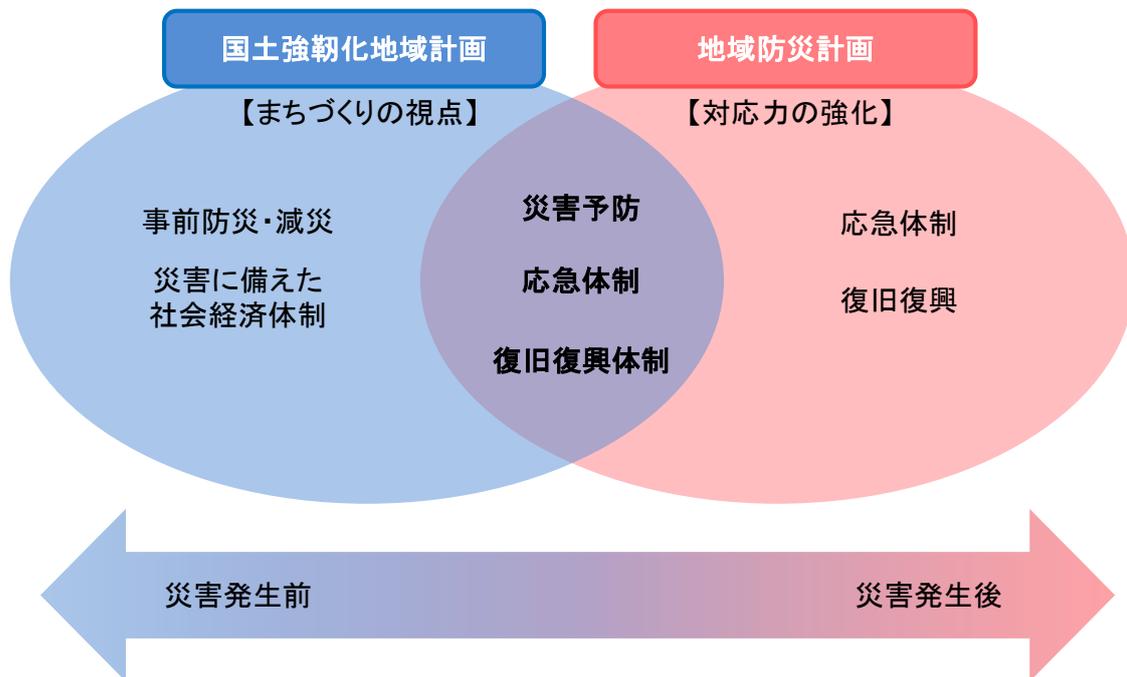
- ①大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ②大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、上下水道、交通網、燃料等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑥制御不能な二次被害を発生させない
- ⑦大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

6 基本的な方針

本計画では、国の「国土強靱化基本計画」及び「石川県強靱化計画」との調和を図るため、対象とするリスクを大規模な自然災害とし、以下の基本的な方針のもと、本計画を策定し、様々な施策を推進する。

- ①町内の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討する。
- ②町内各地域の強靱化はもとより、地域の特性を踏まえつつ、地域間相互が連携・補完し合いながら、町全体の強靱化を図る。
- ③短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ④ハード・ソフトの組み合わせによる総合的な対策に取り組む。
- ⑤「自助」、「共助」からなる地域防災力の向上と「公助」の機能強化による取り組みを推進する。
- ⑥平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。
- ⑦既存の社会資本を有効活用するなど、費用を縮減しつつ効果的・効率的に施策を推進する。
- ⑧地域において、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境づくりに努めるとともに、強靱化を推進する担い手を確保する。
- ⑨女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を推進する。

■ 国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係イメージ ■



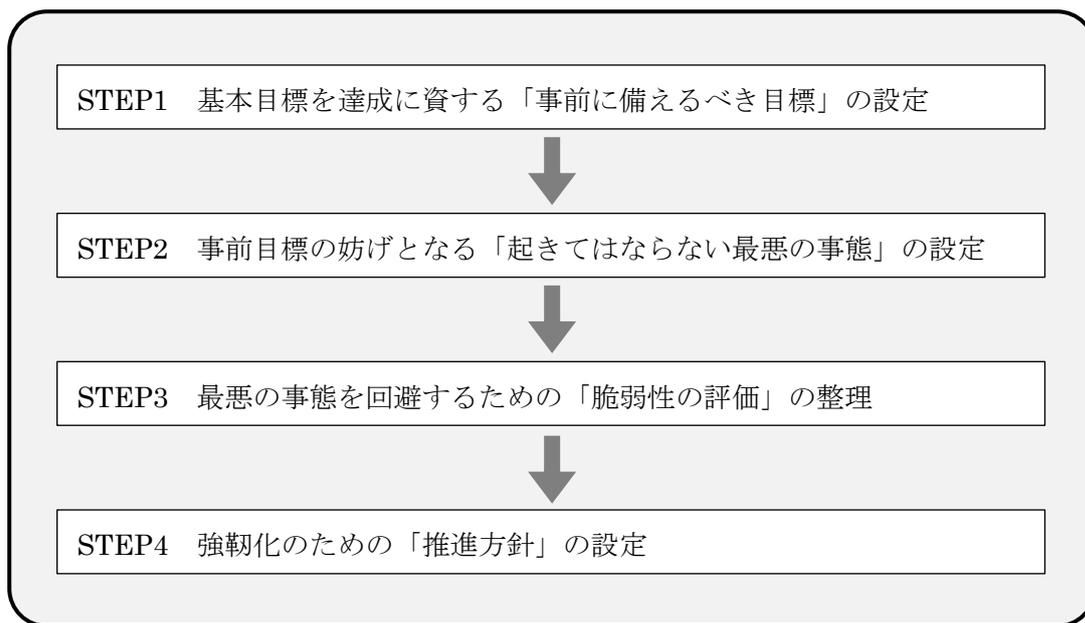
第2章 脆弱性の評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性を評価することは、国土強靱化に関する取り組みの方向性を定め、効果的・効率的に推進していく上で必要なプロセスであり、国土強靱化基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方針が示されている。

本計画においても、本町の強靱化に必要な事項を明らかにするため、国及び石川県が実施した評価手法等を参考に、脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を設定する。

■ 脆弱性評価の考え方 ■



2 「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」の設定

先に設定した7つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、本町の実情に応じて19の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

■ リスクシナリオ ■

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による死傷者の発生
	1-3 土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	1-5 豪雪に伴う被害の拡大と孤立集落の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-2 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
	2-3 消防、警察等の被害による救助・救急活動等の停滞
	2-4 食料・飲料水等の生命に関わる物資供給の長期停止
	2-5 被災地における感染症等の大規模発生
	2-6 多数の避難者により避難所等での避難生活が困難となる又は避難生活が長期化する事態
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 物資の供給連鎖の寸断や風評被害等による経済活動の停滞
5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、上下水道、交通網、燃料等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-1 上下水道、電気、情報通信、燃料等のライフラインの長期間の機能停止
6 制御不能な二次被害を発生させない	6-1 ため池、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1 基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークの分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 施策の重点化

本町が直面するリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を踏まえ、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ又は緊急度等を総合的に勘案し、下表に示す 9 の「起きてはならない最悪の事態」に対する施策を重点化の対象とする。また、重点化したものについては、目標指標（KPI）を設定することとする。

■ リスクシナリオに対する施策の重点化 ■

起きてはならない最悪の事態	施策
1-1 大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	重点化
1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による死傷者の発生	重点化
1-3 土砂災害による多数の死傷者の発生	—
1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	—
1-5 豪雪に伴う被害の拡大と孤立集落の発生	—
2-1 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	—
2-2 被災地における医療・福祉機能等の麻痺	—
2-3 消防、警察等の被害による救助・救急活動等の停滞	—
2-4 食料・飲料水等の生命に関わる物資供給の長期停止	重点化
2-5 被災地における感染症等の大規模発生	—
2-6 多数の避難者により避難所等での避難生活が困難となる又は避難生活が長期化する事態	—
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	—
4-1 物資の供給連鎖の寸断や風評被害等による経済活動の停滞	—
5-1 上下水道、電気、情報通信、燃料等のライフラインの長期間の機能停止	重点化
6-1 ため池、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	重点化
6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	重点化
7-1 基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークの分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態	重点化
7-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	—
7-3 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足	重点化

第3章 リスクシナリオ別の脆弱性の評価、推進方針

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大規模地震における建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【脆弱性の評価】

重点

(公園緑地整備の充実)

○避難場所である公園施設トイレ等の共用設備の維持管理について、計画的に改修が必要である。

(情報発信の充実・強化)

○技能実習生が多く居住しており、災害時の避難などわからないことが多々あることから、避難について知識を高める必要がある。

(災害に強い住宅の整備)

○住宅及び建築物等の耐震化が必要である。

(安心して暮らせる住環境の整備)

○ブロック塀の安全対策等、避難路の安全対策が必要である。

(幹線道路の整備)

○救助活動や救援物資輸送等に支障がないよう、幹線道路の強化が必要である。

(大規模商業集積地の形成)

○安全対策が必要である。

【推進方針】

(公園緑地整備の充実)

○公園施設のうち、老朽設備の改修を推進する。

(情報発信の充実・強化)

○地理や文化に不慣れな外国人に対する避難所への誘導體制を図る。

○日本語教室など外国人が多く集まる場所で、防災意識を高める。

(災害に強い住宅の整備)

○耐震診断及び改修に関する補助等の制度周知を進め、「中能登町耐震改修促進計画」に基づいた総合的な耐震化事業を推進する。

(安心して暮らせる住環境の整備)

○危険ブロック塀解体撤去費を助成する制度の周知を進め、ブロック塀転倒対策等による避難路の安全対策を推進する。

(幹線道路の整備)

○緊急輸送道路に接続する町道等の重要路線を優先して耐震性を強化する。

(大規模商業集積地の形成)

○安全対策を講じる。

【目標指標】

目標指標 (KPI)	現況値	目標値	担当課
建物の耐震改修工事等 実施戸数	5戸 (2019年度)	10戸 (2024年度)	土木建設課

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による死傷者の発生

【脆弱性の評価】

重点

(安心して暮らせる住環境の整備)

○長期的な浸水を防ぐため、河川等の改修や補強や河川等堆積土砂除去等による浸水対策が必要である。

(地域防災体制の充実・強化)

○ハザードマップの見直しを図るとともに、町民への周知が必要である。

(農村の多面的機能の発揮と安全・安心な地域づくりの推進)

○農業水利施設の改修・補強が必要である。

○森林や農地が持つ水源涵養、洪水調節機能を発揮させるための整備が必要である。

【推進方針】

(安心して暮らせる住環境の整備)

○河川管理者による河川改修事業や堆積土砂除去を促進する。

○町道の側溝等の整備による浸水対策を促進する。

○幹線排水路の改修による浸水対策や堆積土砂除去を促進する。

○新たな開発行為等に対し、雨水調整池又は雨水浸透性柵等の設置を指導し、流出抑制対策を行う。

(地域防災体制の充実・強化)

○随時、ハザードマップの更新を図るとともに町民への周知を促進する。

(農村の多面的機能の発揮と安全・安心な地域づくりの推進)

○農業水利施設の機能診断に基づく、計画的な改修や補強整備を図る。

○森林整備や農地保全整備による洪水調節機能の維持・向上を図る。

【目標指標】

目標指標 (KPI)	現況値	目標値	担当課
防災重点ため池における 対策事業の実施	0箇所 (2020年)	3箇所 (2024年)	農林課

1-3 土砂災害による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

(安心して暮らせる住環境の整備)

- ハザードマップの見直しを図るとともに、町民への周知が必要である。※再掲
- 土砂災害等の発生による孤立集落の発生を未然に防止するための対策や、町民に対し迅速で適切な災害情報の伝達が必要である。

【推進方針】

(安心して暮らせる住環境の整備)

- 随時、ハザードマップの更新を図るとともに町民への周知を促進する。※再掲
- 砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等による整備を推進するよう関係機関に働きかけ、災害の未然防止を図る。
- がけ崩れの恐れのある箇所急傾斜地への指定等、土砂災害を起こす恐れのある箇所の指定を県に対して積極的に働きかける。
- 砂防関連施設の定期点検の実施や必要に応じた対策を講じるよう、積極的に設置管理者に対して働きかける。
- がけ地の崩壊による災害から町民の生命、財産を保護するため、がけ地の応急復旧工事の一部負担を推進する。

1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

(計画的なシステム・設備の更新)

- 情報伝達手段の多様化が必要である。

(観光交流づくり)

(観光資源の発掘)

- 観光客(インバウンド含む)への情報伝達体制の強化が必要である。

(バリアフリー観光の推進)

- 観光施設の安全対策が必要である。

【推進方針】

(計画的なシステム・設備の更新)

- ケーブルテレビの通信設備の充実強化を推進する。

(観光交流づくり)

(観光資源の発掘)

- 観光客(インバウンド含む)の安全の確保、保護するため、迅速正確な情報提供、避難誘導等、災害から観光客を守る体制を整備する。

(バリアフリー観光の推進)

- 観光施設の安全対策を講じる。

1-5 豪雪に伴う被害の拡大と孤立集落の発生

【脆弱性の評価】

(安心して暮らせる住環境の整備)

- 道路管理者間（国・県・町・近隣市町）の相互応援と除雪体制の強化が必要である。
- 孤立が予想される地域の連絡体制の強化が必要である。
- 区や町内会その他ボランティア団体をはじめとする町民の協力体制が必要である。

【推進方針】

(安心して暮らせる住環境の整備)

- 降雪状況に応じて、積雪観測地点での降雪量及び現地パトロール調査結果に基づき出動時期を適切に判断し、10 cm以上（重点路線は5 cm以上）の降雪により出動する。
- 幹線町道（1号、2号幹線等）については、最優先の除雪を行うとともに、道路管理者間の相互応援等、除雪体制の強化によるライフラインの確保を図る。
- 急勾配、急カーブ、橋梁、日陰区間等においては、スリップ事故等の防止のための凍結防止剤の散布に努める。
- 消融雪装置施設の適切な維持管理を行う。**※対象施設は別紙のとおり**
- 町・区が保有する除雪機械、リース機械を活用し、迅速な除雪を実施する。
- 局地的な大雪にも対応できる除雪体制を構築する。
- 孤立集落の被災状況が確認された際に、迅速な救助や救援が行えるよう関係機関と事前に調整を図る。
- 住宅密集地や人家連たん部の狭隘な道路においては、降雪状況に応じて排雪を実施する。
- 町民（区や町内会等）の協力により、町での除雪が困難な生活道路や歩道等の除雪を推進し、通学路や公共施設等への円滑な通行を確保する。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【脆弱性の評価】

(幹線道路の整備)

- 緊急輸送道路の迂回路確保、地域間連携、避難行動を支援する道路（既存道路を含む）が必要である。

【推進方針】

(幹線道路の整備)

- 幹線道路以外の橋梁の耐震化や狭隘道路及び生活道路の整備を推進し、緊急時の交通ネットワークを確保する。

2-2 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【脆弱性の評価】

(幹線道路の整備)

(災害対応力の強化)

(道路の適正な維持管理)

- 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの多重化が必要である。

(医療体制の充実)

- 災害時の医療体制や搬送体制の整備が必要である。

【推進方針】

(幹線道路の整備)

- 緊急輸送道路等の重要路線を優先して耐震化を強化する。
- 緊急輸送道路等を補完する幹線道路の整備を推進し、輸送ルートの複数化を図る。

(災害対応力の強化)

- 国道、高速道路や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの災害対応力の強化を関係行政機関へ働きかける。

(道路の適正な維持管理)

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等の点検や橋梁の耐震化等を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。

(医療体制の充実)

- 災害時に DMAT（災害派遣医療チーム）などの支援要請等を的確に行うため、医療機関と連携した情報伝達訓練や災害医療訓練を実施し、災害時の医療体制や搬送体制の整備を推進する。

2-3 消防、警察等の被害による救助・救急活動等の停滞

【脆弱性の評価】

(幹線道路の整備)

(集落内道路の整備)

- 救助活動に支障をきたさない道路整備が必要である。

【推進方針】

(幹線道路の整備)

- 緊急輸送道路等の重要路線を優先して耐震化を強化する。※再掲

(集落内道路の整備)

- 交通ネットワークの遮断による中山間地域の孤立する集落の防止や、避難施設への主要避難路の確保、緊急車両の交通を確保するため、幹線道路以外の橋梁の耐震化や狭隘道路及び生活道路の整備を推進する。

2-4 食料・飲料水等の生命に関わる物資供給の長期停止

【脆弱性の評価】

重点

(災害対応力の強化)

- 交通ネットワークにおける災害対応力の向上が必要である。
- 避難所における防災備蓄品等の充実が必要である。

(幹線道路の整備)

- 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの多重化が必要である。※再掲

(水の安定供給 (重要拠点施設耐震化整備))

- 今後増加していく老朽管への対策が必要である。
- 重要拠点施設等の基幹配水の耐震管整備が必要である。
- 電力、燃料供給者、維持管理業者との連携強化が必要である。

【推進方針】

(災害対応力の強化)

- 国道、高速道路や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの災害対応力の強化を関係行政機関へ働きかける。※再掲
- 避難所の災害用備蓄品や防災資機材の充実を図り、避難所の機能向上に努める。

(幹線道路の整備)

- 緊急輸送道路等を補完する幹線道路の整備を推進し、輸送ルートの複数化を図る。※再掲

(水の安定供給 (重要拠点施設耐震化整備))

- 老朽管の更新を計画的に進め、耐震化の向上を図る。
- 基幹配水の耐震管整備を計画的に促進する。
- 電力事業者等の関係者との平時からの連絡体制等を強化し、災害時における対応について確認を行う。

【目標指標】

目標指標 (KPI)	現況値	目標値	担当課
水道基幹管路の耐震化率	16.6% (2020年)	17.8% (2025年)	生活環境課

2-5 被災地における感染症等の大規模発生

【脆弱性の評価】

(生涯を通じた健康づくりの推進)

○避難所における感染症予防対策が必要である。

【推進方針】

(生涯を通じた健康づくりの推進)

○感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から一般的な感染症予防（手洗い、うがい等）の啓発や予防接種を促進するとともに、災害時の避難所における手指消毒液等の衛生用品の整備に努める。

2-6 多数の避難者により避難所等での避難生活が困難となる又は避難生活が長期化する事態

【脆弱性の評価】

(災害対応力の強化)

○様々な事態に対応するため、迅速な避難所の開設や運営体制の構築が必要である。

○避難所における防災備蓄品等の充実が必要である。※再掲

(被災者への支援体制の整備)

○避難生活が長期化した場合における支援体制、被災者の生活再建を早期に行うための支援が必要である。

【推進方針】

(災害対応力の強化)

○行政職員と施設管理者、ボランティア団体等との協力体制を構築・強化する。

○避難所の災害用備蓄品や防災資機材の充実を図り、避難所の機能向上に努める。※再掲

(被災者への支援体制の整備)

○関係機関と連携し、福祉、保健・医療サービスの提供等を提供するとともに、専門職によるメンタルケア等の避難者への支援体制の整備に努める。

○被災者の生活再建を早期に行うため、罹災証明の発行、ライフラインの復旧、仮設住宅の提供等の支援を図る。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【脆弱性の評価】

(事業継続に向けた優先順位の選定)

- 限られた人材での事業遂行が困難な事業があり、優先順位の選定が必要である。
- 業務継続計画に基づく行政機関の機能保持が必要である。

【推進方針】

(事業継続に向けた優先順位の選定)

- 災害時における優先順位が低い事業を一旦停止し、優先度の高い事業を優先する。
- 「中能登町業務継続計画」に基づき、災害時の優先業務を適切かつ迅速に実施することにより、業務継続体制を強化する。
- 災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整を行い、業務遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。

4 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 物資の供給連鎖の寸断や風評被害等による経済活動の停滞

【脆弱性の評価】

(災害対応力の強化)

- 物流拠点をつなぐ道路ネットワークの拡大が必要である。

(道路の適正な維持管理)

(幹線道路の整備)

- 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの多重化が必要である。※再掲

【推進方針】

(災害対応力の強化)

- 国道、高速道路や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの災害対応力の強化を関係行政機関へ働きかける。※再掲

(道路の適正な維持管理)

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等の点検や、橋梁の耐震化等を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。※再掲

(幹線道路の整備)

- 緊急輸送道路等を補完する幹線道路の整備を推進し、輸送ルートの複数化を図る。※再掲

5 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、上下水道、交通網、燃料等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

5-1 上下水道、電気、情報通信、燃料等のライフラインの長期間の機能停止

【脆弱性の評価】

重点

(水の安定供給（重要拠点施設耐震化整備）)

- 今後増加していく老朽管への対策が必要である。※再掲
- 重要拠点施設等の基幹配水の耐震管整備が必要である。※再掲
- 電力、燃料供給業者、維持管理業者との連携強化が必要である。

(下水道施設耐震化改築更新（長寿命化）事業の促進)

- 耐震化されていない施設の応急体制の整備が必要である。
- 電力、燃料供給業者、維持管理業者との連携強化が必要である。※再掲

【推進方針】

(水の安定供給（重要拠点施設耐震化整備）)

- 老朽管の更新を計画的に進め、耐震化の向上を図る。※再掲
- 基幹配水の耐震管整備を計画的に促進する。※再掲
- 電力事業者等の関係者との平時からの連絡体制等を強化し、災害時における対応について確認を行う。※再掲

(下水道施設耐震化改築更新（長寿命化）事業の促進)

- ストックマネジメント計画に基づく設備の改築更新に合わせ、施設の統廃合整備を進める。
- 緊急輸送路におけるマンホール浮上防止及び管渠の耐震化整備を進める。
- 電力事業者等の関係者との平時からの連絡体制等を強化し、災害時における対応について確認を行う。※再掲

【目標指標】

目標指標 (KPI)	現況値	目標値	担当課
水道基幹管路の耐震化率※再掲	16.6% (2020年)	17.8% (2025年)	生活環境課
緊急輸送路におけるマンホール浮上防止及び管渠の耐震化整備率	3.3% (2020年)	33.1% (2025年)	生活環境課

6 制御不能な二次被害を発生させない

6-1 ため池、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【脆弱性の評価】

重点

(防災基盤の整備)

- 施設の耐震性能の確保や老朽化による性能低下防止が必要である。
- 砂防ダム、河川堤防等の損壊防止、減災対策が必要である。
- 想定し得る現象の周知など、災害対応力の強化が必要である。

(農業水利施設の耐震化、機能保全)

- 施設の耐震性能の確保や老朽化による性能低下防止が必要である。※再掲
- 想定し得る現象の周知など、災害対応力の強化が必要である。
- ため池堤体の損壊防止、減災対策が必要である。

(農村の多面的機能の発揮と安全・安心な地域づくりの推進)

- 農業水利施設の改修・補強が必要である。※再掲
- 森林や農地が持つ水源涵養、洪水調節機能を発揮させるための整備が必要である。※再掲

【推進方針】

(防災基盤の整備)

- 河川、砂防及び治水関連施設等の適正管理や耐震化等を県に積極的に働きかける。
- 河川、砂防施設の適正管理により、損壊を未然に防止するとともに減災を図る。
- ハザードマップを有効活用し、周知を図る。

(農業水利施設の耐震化、機能保全)

- 被災した場合に集落への影響が大きい水路などの農業用施設を中心に、定期点検や耐震調査の結果に基づき、計画的な改修・補強・耐震化を図る。
- 日常管理・点検結果を関係機関と共有し、更新整備が必要な施設については、県へ積極的な支援を求める。
- 地区・生産組合等の管理組織に対して、日常管理・点検における支援を実施する。

(農村の多面的機能の発揮と安全・安心な地域づくりの推進)

- 農業水利施設の機能診断に基づく、計画的な改修や補強整備を図る。※再掲
- 森林整備や農地保全整備による洪水調節機能の維持・向上を図る。※再掲

【目標指標】

目標指標 (KPI)	現況値	目標値	担当課
防災重点ため池における 対策事業の実施※再掲	0箇所 (2020年)	3箇所 (2024年)	農林課

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【脆弱性の評価】

重点

(農地、農業水利施設等の保全管理の推進)

(災害に強い森林づくり)

(農林業の担い手確保)

- 地区、地区生産組合などの地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の適正な管理が必要である。
- 農業水利施設の改修・補強が必要である。
- 森林や農地が持つ水源涵養、洪水調節機能を発揮させるための整備が必要である。

(地籍調査の実施)

- 大規模災害後における迅速な復旧及び早期の復興が重要である。

(農村の多面的機能の発揮と安全・安心な地域づくりの推進)

- 農地が持つ保水効果や土砂流出の防止効果など、国土保全機能を維持するため、地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保安全管理が必要である。
- 農業水利施設の改修・補強が必要である。※再掲
- 森林や農地が持つ水源涵養、洪水調節機能を発揮させるための整備が必要である。※再掲

【推進方針】

(農地、農業水利施設等の保安全管理の推進)

(災害に強い森林づくり)

(農林業の担い手確保)

- 農業水利施設の機能診断に基づく、計画的な改修や補強整備を図る。※再掲
- 森林整備や農地保全整備による洪水調節機能の維持・向上を図る。※再掲

(地籍調査の実施)

- 地籍調査事業の事業計画に基づく、円滑な事業進捗を図る。

(農村の多面的機能の発揮と安全・安心な地域づくりの推進)

- 多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払に取り組む組織の活動を強化する。
- 農業水利施設の機能診断に基づく、計画的な改修や補強整備を図る。※再掲
- 森林整備や農地保全整備による洪水調節機能の維持・向上を図る。※再掲

【目標指標】

目標指標 (KPI)	現況値	目標値	担当課
農業の新規就農者数	4人 (2020年)	7人 (2024年)	農林課
対象農用地面積	1,310ha (2020年)	1,330ha (2024年)	農林課
防災重点ため池における 対策事業の実施※再掲	0箇所 (2020年)	3箇所 (2024年)	農林課
地籍調査進捗率	20.8% (2018年)	23.8% (2024年)	農林課

7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-1 基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークの分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

重点

(災害対応力の強化)

- 交通ネットワークにおける災害対応力の向上が必要である。※再掲

(道路の適正な維持管理)

- 緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの多重化が必要である。※再掲

(幹線道路の整備)

中能登町国土強靱化地域計画

○緊急輸送道路の迂回路となり得る複数の輸送ルートの確保が必要である。

(施設耐震化改築更新(長寿命化)事業の促進)

○橋梁等道路施設の老朽化対策が必要である。

(防災体制の連携・強化)

○建設業協会や建設コンサルタント協会等に対して、必要に応じた災害対応にかかる協定等、連携強化が必要である。

(公共交通の維持管理)

○ハブ機能を持った道の駅のターミナル等主要な待合施設の安全対策が必要である。

(地籍調査の実施)

○大規模災害後における迅速な復旧及び早期の復興が重要である。※再掲

【推進方針】

(災害対応力の強化)

○国道、高速道路や主要地方道等の基幹的交通ネットワークの災害対応力の強化を関係行政機関へ働きかける。※再掲

(道路の適正な維持管理)

○救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等の点検や橋梁の耐震化等を推進することにより、輸送手段の安全確保を図る。※再掲

(幹線道路の整備)

○緊急輸送道路等を補完する幹線道路の整備を推進し、輸送ルートの複数化を図る。※再掲

(施設耐震化改築更新(長寿命化)事業の促進)

○橋梁等道路施設の老朽化対策については「中能登町橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき、点検及び補修を実施する。

(防災体制の連携・強化)

○建設業協会や建設コンサルタント協会等との協定に基づく災害対応を事前に打ち合わせるとともに、必要に応じて協定を見直す等、さらなる連携強化に努める。

(公共交通の維持管理)

○主要な待合施設の安全対策を講じる。また、公共交通機関(路線バス、鉄道等)の運行状況等を的確に把握し、問い合わせの対応や広報を行う。

(地籍調査の実施)

○地籍調査事業の事業計画に基づく円滑な事業進捗を図る。※再掲

【目標指標】

目標指標 (KPI)	現況値	目標値	担当課
地籍調査進捗率※再掲	20.8% (2018年)	23.8% (2024年)	農林課

7-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

(災害廃棄物の処理)

- 災害破廃棄物の不法投棄の予防対策が必要である。

【推進方針】

(災害廃棄物の処理)

- 災害廃棄物の適正な一時保管並びに処分を図る。

7-3 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【脆弱性の評価】

重点

(地域防災力・対応力の向上)

- 町民一人ひとりの防災力・災害への対応力向上や防災士の育成が必要である。

(防災体制の連携・強化)

- 建設業協会や建設コンサルタント協会等に対して、必要に応じた災害対応にかかる協定等、連携強化が必要である。※再掲

(地籍調査の実施)

- 大規模災害後における迅速な復旧及び早期の復興が重要である。※再掲

【推進方針】

(地域防災力・対応力の向上)

- 地域防災力・災害への対応力を向上させるため、防災士の育成を図る。

(防災体制の連携・強化)

- 建設業協会や建設コンサルタント協会等との協定に基づく災害対応を事前に打ち合わせるとともに、必要に応じて協定を見直す等、さらなる連携強化に努める。※再掲

(地籍調査の実施)

- 地籍調査事業の事業計画に基づく円滑な事業進捗を図る。※再掲

【目標指標】

目標指標 (KPI)	現況値	目標値	担当課
防災士の育成	156名 (2019年)	278名 (2025年)	総務課
地籍調査進捗率※再掲	20.8% (2018年)	23.8% (2024年)	農林課

第4章 計画の推進に向けて

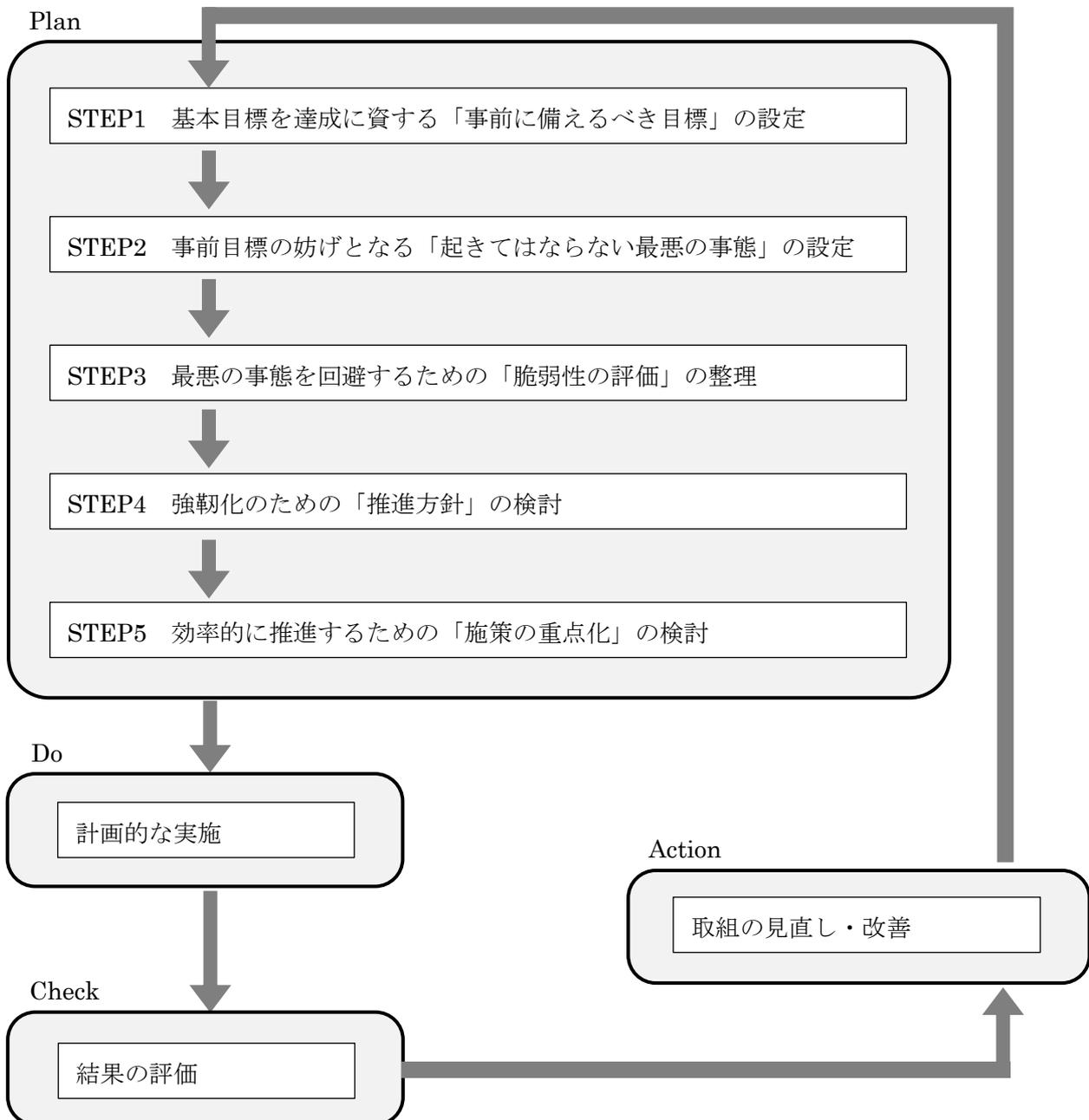
1 他の計画等の必要な見直し

本計画は、地域の強靱化の観点から、本町における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

2 計画の進捗管理

本計画に係る施策を総合的、計画的に推進するため、その進捗管理を以下のPDCAサイクルにより行うこととし、毎年度、指標や各施策の進捗状況を踏まえながら検証を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていくこととする。

■ 計画の進捗管理の流れ ■



別紙

事業名	事業期間	全体事業費	事業内容
(町) T-1 号線	R5~R7	100	配管更新
(町) K1-1 号線	R5~R7	100	配管更新
(町) KA-5 号線	R5~R7	50	配管更新
(町) T-57 号線ほか	R5~R7	45	井戸
(町) KB-332 号線ほか	R5~R7	45	井戸

中能登町国土強靱化地域計画

編集 中能登町総務課

発行 中能登町

〒929-1792 石川県鹿島郡中能登町末坂9部46番地

電話 0767-74-1234

FAX 0767-74-1300